

## 業 務 説 明 資 料

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務設計及び実施の条件となるものではない。

### 1 件名

横浜市勤労者福祉共済事業業務委託

### 2 業務目的

横浜市内の中小企業(常時雇用する従業員が 300 人以下)に従事する勤労者の福祉増進を図り、あわせて中小企業の振興に寄与することを目的とする(横浜市勤労者福祉共済条例第 1 条)。

### 3 履行場所

横浜市技能文化会館(横浜市中区万代町 2 丁目 4 番地 7) 5 階の一部(約 139 m<sup>2</sup>)。

### 4 業務概要

詳細は別添委託仕様書のとおり。

#### (1) 受付窓口の設置

#### (2) 共済加入及び脱退等関連業務

#### (3) 共済掛金関連業務

※加入者から徴収する共済掛金は、全額横浜市の公金口座へ入金することとする。

#### (4) 祝金、弔慰金、祝品等の給付関連業務

※加入者に支払われる祝金、弔慰金等の給付金は横浜市から加入者へ支払うものとする。

#### (5) 福祉事業関連業務

##### ア 健康を促進するサービス

(例 人間ドック、スポーツ大会、スポーツ施設優待等)

##### イ 生活を支えるサービス

(例 介護・育児・家事サポート、各種研修、資格取得、結婚活動支援等)

##### ウ 余暇を有意義にするサービス

(例 宿泊施設・各種チケット・各種旅行ツアー優待あっせん等)

##### エ その他事業者や会員及びその家族の福利厚生に寄与するサービス

#### (6) コンピュータシステムの設置・保守・運用業務

#### (7) ホームページの作成・設置・管理・運営業務

#### (8) 会員加入促進業務

#### (9) 会員向け広報印刷物の発刊関連業務

#### (10) 加入者から被共済者情報の提供依頼があった場合の被共済者名簿一覧表の作成業務

#### (11) 報告書等の作成業務

#### (12) 連絡会の実施

#### (13) その他付帯する業務

### 5 事業実施にあたっての条件

#### (1) 事業期間

##### ア 事業年度

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 箇年

##### イ 契約期間

平成 30 年度：平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

※受託者決定は、平成 29 年 12 月を予定

ウ 事業準備のための委託

平成 30 年 4 月 1 日からの円滑な事業開始のため、必要に応じて受託者候補者決定日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間において、別途事業準備のための委託契約を締結する場合があります。

※事業準備内容

- ①事業実施に関わる各種事務の引継ぎ等
- ②コンピュータシステム等の操作習得
- ③全会員に対する、4 月からの新体制に関する紙面による告知
- ④平成 30 年 4 月 1 日公開のホームページ作成
- ⑤平成 30 年 4 月 1 日発行のガイドブック作成及び配布
- ⑥平成 30 年度当初（4 月から 5 月頃）の行事等予定告知のための会員用ニュースの作成及び配布

(2) 概算業務価格（上限）

259,000 千円（税込）

ア 概算業務価格は平成 31 年度以降の業務価格を拘束又は保証するものではない。

イ 概算業務価格には、横浜市勤労者福祉共済条例第 7 条で定める金品のうち、給付金に伴う経費は含まれない。

ウ 次の経費について、概算額を委託費に計上すること。

(ア) 横浜市勤労者福祉共済条例第 7 条で定める金品のうち、給付品に伴う経費の見込額  
17,885 千円

※内訳

種別	単価	金額（税込）
入学祝品	2,000 円相当の品物	6,653 千円
永年勤労祝品	10,000 円相当の品物	10,908 千円
事務費		324 千円
合 計		17,885 千円

(イ) コンピュータシステムの設置・保守・運用業務に伴う経費の見込額  
13,000 千円

(3) 事務室

本事業を実施する事務室は、4 の履行場所に設置すること。

事務室に係る設置費用、業務遂行に必要な備品等及び光熱費等は委託費に計上すること。ただし、使用料は全額減免とする。

(4) 履行にあたっての留意点

ア 事業実施に際しては、常に本市職員と密接な連携を図るようにすること。特に、詳細事項及び内容について疑義が生じた場合、また、業務上重要な事項の選定・決定については、あらかじめ本市職員と協議し、その指示又は承認を受けること。

イ 「ハマふれんど」の愛称と、現在の「ハマふれんど」のロゴはそのまま使用すること。

ウ 関係法令の順守

関係法令及び本市契約関係規定等を順守し、関係法令等の趣旨に沿った業務の実施を図ること。なお、本事業のために、本市規定を変更することはない。

《参考》関係規定等の参照

横浜市勤労者福祉共済条例：

[http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki\\_honbun/g202RG00000703.html](http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki_honbun/g202RG00000703.html)

横浜市勤労者福祉共済条例施行規則：

[http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki\\_honbun/g202RG00000704.html](http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki_honbun/g202RG00000704.html)

横浜市契約関係：

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei.html>

横浜市個人情報の保護に関する条例：

[http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki\\_honbun/g202RG00001340.html](http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki_honbun/g202RG00001340.html)

(5) 契約時の仕様書の確定

契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、横浜市と受託者との間で協議を行い、詳細な仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。

(6) 委託料の支払い

委託料は、原則として、各月の業務の完了後に「委託完了届出書」を提出し、市が検査した後に支払うものとする。